

資料1

第10回市民検討会議の意見の整理について

ワークショップの意見と修正案

第1章 総則

■第1条（目的）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第10回会議 各グループの意見	修正案
第1条 この条例は、燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、及び行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進するとともに、市民自治による自立した地域社会を実現することを目的とします。	<p>①「市民自治」という言葉の意図が分からない。大事な部分であるため、第2条の定義の中で規定するか、第1条の本文中で、もっとわかりやすい表現にした方がよい。</p> <p>②「市民自治」という言葉がわかりづらい。条文の中で、もっとわかりやすい表現にするか、第2条の定義の中で明確に定義する。</p> <p>③「市民自治」という表現は、今回の条例に馴染まないと感じる。第2条の定義に市民自治という用語がない中で、この部分を違う表現に変更した方がよい。</p> <p>④「市民自治」については、違和感があるので、「市民自治による自立した地域社会を実現すること」を「市民の意思による自主性や自立性の高いまちを創り上げること」という表現に変更した方がよい。</p> <p>⑤「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進するとともに」という表現があるが、「一層推進するとともに、」という部分が、前後の関係から少し分かりづらく、くどい感じがするため、「一層推進し、」という表現が良い。</p>	<p><b>(第1案)</b> 第1条 この条例は、燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、及び行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、自立した地域社会を実現することを目的とします。</p> <p><b>(第2案)</b> 第1条 この条例は、燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、及び行動することにより、市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、<b>市民の意思による自主性と自立性の高いまちを創り上げる</b>ことを目的とします。</p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 「まちづくりの主体は市民である」という考えのもと、「市民参画と協働のまちづくりをより一層推進し、**市民の意思による自主性と自立性の高いまちを創り上げる**こと」をこの条例の目的としています。

**言い換えれば**、このまちに住み、集い、活動する市民が、地域のことを自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していくことによって、**個性豊かで魅力のあるまちづくりを進めていく**ことです。

また、その実現に向けて最も基本的な考え（基本理念と基本原則）を掲げ、市民、市議会、行政が力を合わせ、共にまちづくりを進めるために、どのようなことができ、どのようなことをしなければならないのかを明確にするものです。

■第2条（定義）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第10回会議 各グループの意見	修正案
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。	①九つの用語の定義が規定されているが、少し多いのではないかと。ただし、一つひとつ確認していくと項目は多いが、やはりそれぞれ必要という意見になった。	(修正なし)
(1) まちづくり (略)		(修正なし)
(2) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する者をいいます。	①また、その順番について、条例づくりのルールに基づいているとは思いますが、「(2) 市民」を一番目にしても良いのではないかと。	(修正なし) →条文中で用いる順番で表記されています。
(3) 市 市長その他の執行機関及び水道事業管理者をいいます。	⑤一般の市民の方が条文を読んだときに、執行機関という表現が分かりづらいのではないかと。例えば、執行機関の後にカッコ書きで、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会等を具体的に示した方が分かりやすいのではないかと。	<b>(修正案)</b> (3) 市 <b>市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会並びに</b> 水道事業管理者をいいます。
(4) 市民参画 (略)		(修正なし)
(5) 協働 (略)		(修正なし)
(6) 地域コミュニティ 地域における多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、当該地域にかかわりながら活動をする団体をいいます。	②「地域コミュニティ」という言葉が初めて見る人にとって分かりにくいのではないかと。初めての方でも理解できるように例示しないと混乱するのではないかと。 ④「地域コミュニティ」と「市民活動」について、その住み分けが分かりにくい。ただし、用語の意味の部分であるため、以降の条文中で、これらの意味を適切に反映しているか確認していくこととしたい。	(修正なし) →解説（基本的な考え方）の中で例示します。
(7) 市民活動 (略)		(修正なし)
(8) 事業者等 (略)		(修正なし)
(9) 人財 燕市のまちづくりの原動力であるとともに財産である人材をいいます。	⑤「人財」は、他市の条例には掲げられていないため、特徴的で非常に良いと思うが、見慣れないため、経済的な用語や団体的な意味合いに捉えられてしまうのではないかと。あえて財産の財を使わず、通常の人材を用いることで、(9)の定義は不要ではないかと。	<b>(修正案)</b> →「(9) 人財」を定義から削るとともに、以降の条文中の用語を「人材」に統一します。 ※「人財」については、現在燕市の条例等で規定されている例はありません。ただし、市の総合計画の中で、「人財育成プロジェクト」として、この用語が位置付けられています。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- (3) 『市』…独立して事務を執行する市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員という執行機関のほか、独立の執行機関ではありませんが、水道事業管理者を加え、**「市」と定義しています。**一般に「行政」と言われるすべてを規定したものです。

■第3条（まちづくりの基本理念）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第10回会議 各グループの意見	修正案
第3条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりは、市民が望む地域社会の実現を目指すため、市民、市議会及び市が一体となり、自らの積極的な意思で取り組むものとしします。	②「市民、市議会及び市が一体となり」という表現になっているが、非常に良いことなので、条文案としては良い。 ④「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりは～」とあるが、この「まちづくりは、」という部分を「取り組むものとしします。」の前に移動して、「～自らの積極的な意思でまちづくりに取り組むものとしします。」という表現に変えた方が良い。	(修正案) 第3条 市民は、まちづくりの主体であり、市民が望む地域社会の実現を目指すため、市民、市議会及び市が一体となり、自らの積極的な意思で <u>まちづくりに</u> 取り組むものとしします。
2 市民、市議会及び市は、人をまちづくりの原点ととらえ、人づくりを基本として、まちづくりを推進するものとしします。	④市の基本構想の中で、「人を育てる」「人を活かす」「人がふれあう」「人が助け合う」という基本理念が掲げられている。また教育立市宣言は、まさに人づくりを宣言しているものである。これらを条文中に盛り込み、共通の意思として持てれば良いのではないかと。	(第1案) 2 市民、市議会及び市は、 <u>人づくりを基本として</u> 、まちづくりを推進するものとしします。  (第2案) 2 市民、市議会及び市は、 <u>人づくりを基本として、人を育て、人を活かし、人がふれあい、及び人が助け合う</u> まちづくりを推進するものとしします。
3 市民、市議会及び市は、独自の魅力ある燕らしさを創り出すことを目指すとともに、地域の特性を尊重した自主的かつ自立的なまちづくりを推進するものとしします。	②「地域の特性を尊重した」という表現になっているが、今後の方向性として良いことである。	(修正なし)

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 2 まちづくりに関して「人」は、原点です。人づくりは、まちづくりのすべての基礎となることを認識し、人を育て、人を活かし、人がふれあい、人が助け合うことで、一人ひとりの個性や能力を生かすことができるまちづくりを進めていくことを基本理念として掲げています。

■第4条（まちづくりの基本原則）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第10回会議 各グループの意見	修正案
(まちづくりの基本原則) 第4条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとしします。	①表現として「〇〇すること。」となっているが、本文の表現と同様に、「〇〇します。」や、(5)については「発揮されるよう努めます。」というやさしい表現の方が良いのではないかと。	(修正なし) →簡潔に、わかりやすく表記するため簡条書きとしています。
(1) (略)		(修正なし)
(2) (略)		(修正なし)
(3) (略)		(修正なし)
(4) 人と人のつながりを大切に、広く交流を深めること。	④助け合いという言葉を入れてはどうか。行政だけではなく、地域の中でも組織ごとの縦割りの活動があり、自治会とまちづくり協議会などの団体が横の連携を深めるというような言葉を入れたらどうか。	(修正なし) →「つながり」の中に「助け合い」や「連携」が包括されていると考えます。また、その意味合いも必要と考え、この規定の解説（基本的な考え方）の中で、「助け合い」という表現を追加しました。 →まちづくりの基本理念に「人が助け合う」を案として追加しました。
(5) 市民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性及び能力が発揮されること。	④人権については、基本的人権を尊重するというのは当然なので、「市民一人ひとりの人権が尊重され～」という言葉は「市民の意見が尊重され～」に置き換えても良いのではないかと。	(修正なし) →個人の意見のほか、価値観の尊重など広い意味も含めて「人権」と規定しています。この条例は、まちづくりの全体に関わる仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本としていますが、人権の尊重を規定することで、福祉や教育など、個別の分野の政策を進める際にも、この条例の趣旨を尊重するとともに、燕市の姿勢を確認することができます。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- (4) 地域の公共的な課題は、より複雑化し、その地域だけで解決することが難しいものもあります。そこで、専門的な分野の知識を持つ人々や他の地域の人々との交流を推進し、連携し、お互いに助け合うことにより、新しい価値観を生み出し、地域の公共的な課題を効果的に解決することが期待できます。

人と人とのつながりがまちづくりの原動力になることから、交流を積極的に推進し、市全体が一つになってまちづくりを進めていくことを基本原則として掲げています。